

山柔協第29-350号

平成29年7月25日

各市柔道協会等団体の長 様

各チームの長 様

一般社団法人山口県柔道協会

会 長 吉 岡 剛

(会長印を省略しています)

国際柔道連盟試合審判規定 (2017-2020) 変更点について

当協会の事業については、平素から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について全柔連から国際柔道連盟通達 (添付) の通知がありあましたのでお知らせします。(全柔連ホームページに掲載されています)

「投技と返し技」

- ・攻撃に対し返し技が施された場合においては、最初に自身の体側（横捨身技）、もしくは背中（真捨身技）をついた選手が、明らかに立技の状態から動作をコントロールし、技を掛けきらない限りはスコアとはならない。
- ・スコアを与えるに値する場合、適切なスコアが与えられる。
- ・どちらの選手も明らかに動作をコントロールすることなく、両選手が同時に着地した場合は、双方にスコアを与えない。
- ・着地後のいかなる行為も寝技とみなす。

※全日本柔道連盟審判委員会注釈

返し技を施した選手が、立ち姿勢から明らかにコントロールして相手を投げきった場合、返し技を施された選手の状況に応じてスコアを与えることとなる

「肩三角グリップ」



- ・寝技の場合、肩三角グリップを施しても良い。



- ・寝技において、脚で相手の体を固定し肩三角グリップを施すことは禁止 行為であり「待て」が宣告される。



- ・立技における肩三角グリップは「待て」が宣告される。